



広
報

こざがわ

発行/編集 古座川町役場総務課/広報編集委員会 電話(代) 0735-72-0180

2010

8

No.113



明神小学校の児童が鮎のつかみどりに挑戦



回収したゴミを分別する参加者

7月4日毎年恒例のクリーンキャンペーン「古座川のおおそうじ」を実施しました。
当日は、多くの方に参加いただき2ト車2台分と軽トラック4台分のゴミを回収することができました。暑い中ご協力いただきありがとうございました。
今後とも古座川の豊かな自然を守るため、お力添えをよろしくお願いいたします。

【総務課】

今年も古座川が綺麗になりました



訓練の成果を発揮する選手

古座川町消防団高池分団は7月25日に紀美野町スポーツ公園にて開催された第23回和歌山県消防ポンプ操法大会ポンプ車操法の部に東牟婁支部代表として出場しました。

消防団ポンプ操法大会

大会当日の厳しい暑さの中、健闘しましたが、入賞には一歩及びませんでした。しかし、今回積み重ねた厳しい訓練が今後の活動に生きてくることは間違いありません。皆様の応援ありがとうございました。

【総務課】

食中毒に注意しましょう

食中毒は夏場に多く発生します。次のポイントに注意して食中毒を予防しましょう。

〈食中毒予防のポイント〉

- ① **手をよく洗う**
調理前、食事前、トイレの後など石鹸を十分に泡立てて30秒以上かけてよく手洗いしましょう。
- ② **調理器具を清潔にする**
肉や魚を切った後は、他の食品に肉や魚の汁を

付けないようにまな板・包丁をよく洗いましょう。

③ 冷蔵庫は詰めすぎない

冷蔵庫・冷凍庫は詰めすぎると冷えにくくなりますので、容量の7割程度で余裕をもって入れましょう。

④ しっかりと火を通す

加熱調理の際は、食品の中心部まで火が通るよう十分に加熱し、殺菌しましょう。

⑤ 作った料理はすぐ食べる

料理は、作り置きや食べ残しをしないようにしましょう。場合により支給されます。

父子家庭でも児童扶養手当を支給

平成22年8月1日から、ひとり親家庭の児童の福祉向上のため、父子家庭の父も児童扶養手当（所得による制限あり）の支給対象となりました。

○受給要件については、以下のとおりとなります。

次の①～⑤のいずれかに該当する子どもについて、父がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしてい

ましょう。少しでもあやしいと感じた食品は口に入れず捨てるようにしましょう。

【住民福祉課】



手当額や申請方法等については役場までお問い合わせください。

【住民福祉課】



年金の記録回復に伴って加算金が支払われます

平成22年4月30日から「遅延加算法」が施行されました。これは、記録の回復に伴って支払われる年金額が現在の価値に見合う額になるように、物価上昇相当分を加算金としてお支払いするものです。

平成21年5月1日以降に時効特例給付金をお受取になった方には、自動的に手続を行い、お支払いを致しますが、平成21年4月30日以前に時効特例給付金をお受取になった方は、請求手続が必要となります。

また、対象となる方にはあらかじめ必要事項を印字した書類が、日本年金機構より郵送されます。手続の際には、届きました書類と年金証書など基礎年金番号と年金コードが確認できるものを、お持ち下さいますようお願いいたします。詳しくは役場までお問い合わせください。

【住民福祉課】

紀州材の家づくり支援事業の抽選に外れた方へ

古座川町では、和歌山県が実施する「紀州材需要創出事業（家づくり支援）」の補助金を申請し、申込多数により抽選に外れた方のうち、古座川産材（古座川町内の森林から伐採され、県内で製材加工された木材、又は古座川町に本社等をおく製材所で製材加工された木材）を使用する場合に限定し、1棟あたり上限20万円の補助を行います。

対象となるのは10㎡以上の新築又は増改築で、県の抽選に外れた時点で申し込みを受け付けます。

その他、一定の条件がありますので、詳しくは役場までお問い合わせください。

【産業振興課】



地デジ受信機購入 助成制度のお知らせ

町では、平成23年7月24日に実施される地上デジタルテレビ放送への完全移行を踏まえ、低所得者世帯が地上デジタルテレビ放送を受信するために必要な受信機（テレビ、チューナー等）の購入を行った場合、その費用の一部を助成します。

助成の対象となる世帯

町内に住所を有し、次の要件に該当する世帯

① 対象機器を購入する年度の住民税が非課税の世帯（世帯全員）であること。

② 町税及び町納付金を滞納していないこと。

助成の対象となるもの

各世帯で地上デジタル放送を視聴するために必要な機器（テレビ、チューナー、

録画機等）を購入するために要する費用（平成22年4月1日から平成23年7月31日までの購入に限ります。）

助成の内容

助成対象機器の購入にかかった費用（5,000円以上の場合）は5,000円、5,000円に満たない場合はその金額）

※申請には型式を明記した領収書が必要です。

【総務課】

平成22年10月1日、 国勢調査を実施します

■国勢調査は、日本に住んでいるすべての人及び世帯が対象です。

■平成22年国勢調査は、我が国が本格的な人口減少社会となって実施する最初の国勢調査で、日本の未来を考えるために欠くことのできない最新の人口・世帯の実態を明らかにする重要な調査です。

■調査結果は、さまざまな法令で使われるほか、社会福祉、雇用対策、生活環境の整備など、私たちの暮らしのために役立てられます。

事業者の皆様へ

従業員の所得税は給与から源泉徴収しているが、町民税は徴収せずに従業員が個人で納付している、ということはありませんか。

従業員（給与所得者）の町民税は、事業者（給与支払者）が、給与を支払う際に毎月徴収（天引き）して市町村に納めることになっています。

事業者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

【財政課】

心の健康相談

「不安が強い、眠れない」「認知症かも?」「家族が引きこもっている」「お酒を飲むと大変なことになる」

など、あなた自身や家族についての悩み、に精神科の医師が相談に応じます。相談は無料で秘密は厳守します。

日時：毎月第3金曜日

午後3時から（前日までに要予約）

場所：新宮保健所串本支所

本支所

緑の募金

平成22年春季緑の募金（家庭募金）は、4月1日～5月31日の2ヶ月間で総額86,800円が寄せられました。たくさんのご協力ありがとうございました。募金は5月31日付で全額（財）和歌山県緑化推進会に送金いたしました。来年度の緑化事業に役立てられます。

お問い合わせ・申し込み：
新宮保健所串本支所 地域福祉課
☎0735-7210525

【住民福祉課】

納期のお知らせ

平成22年度

9月30日 納期限は

- 固定資産税(第3期)
- 国民健康保険税(第3期)
- 介護保険料(第6期)
- 後期高齢者医療保険料(第3期) です。

11月1日 納期限は

- 町民税(第3期)
- 国民健康保険税(第4期)
- 介護保険料(第7期)
- 後期高齢者医療保険料(第4期) です。

※ 納期限を過ぎると、督促手数料や延滞金が増加される場合があります。
※ 納付書等を紛失された場合や、口座振替を始めたい場合はお申し出ください。

シリーズでお知らせしています税金の豆知識。今回は「介護保険料」です。

◎介護保険料

介護保険制度を維持・運営するための財源の一部です。

○納入義務者

40歳以上の方が対象です。

○納入方法

・**40歳以上65歳未満の方**
現在加入している医療保険料と一括して納めていただきます。

・**65歳以上の方**

特別徴収（年金からの天引き）と普通徴収（納付書や口座振替）により納めていただきます。

■介護保険制度は、少子高齢化が進むなか、介護を社会全体で支えるための制度です。介護が必要となったときに安心してサービスを利用できるように保険料は必ず納付しましょう。

【財政課】

一般不妊治療費

助成事業について

古座川町では、不妊に悩むご夫婦に対して、不妊治療にかかる費用の一部を助成しています。

○助成内容

1年度につき3万円まで、連続する2年間の助成。

○申請時期

治療を受けた日の属する年度内。（1～3月の治療の場合は、次年度の4～6月までとする。）

○対象となる方

・次の要件を全て満たす方

国民健康保険限度額

認定証について

国民健康保険には、1ヶ月の医療費の自己負担額が一定額を超えた場合は、支給申請をする事により、超過分が払い戻される制度があります。

しかし、入院する前に限度額認定証の交付を受け、病院窓口にて提示しておくことにより、医療機関への支

①法律上の婚姻をしている夫婦で、夫又は妻のどちらかが1年以上和歌山県内に住民登録している。

②各種医療保険に加入している。

③夫婦の前年度の合計所得が730万円未満であること。

※詳しくは役場に、ご相談下さい。

【住民福祉課】



払いを自己負担限度額までとすることができませんので、新規に入院される方で、限度額認定証の交付を希望される場合は申請していただきますようお願いいたします。

【住民福祉課】



職員紹介

平成16年4月から古座川町役場にて勤務しております、住民福祉課の西村唯です。

介護保険業務を担当して2年目になります。それまでは建設課、産業振興課に在籍しておりましたので、現場でお世話になった方も多くと思います。

京都出身のため、古座川町にきた当初は地理的な面や方言等で戸惑うことも多かったのですが、今では地名を聞いて場所や住民の顔が少しずつわかるようになり、方言もスムーズに

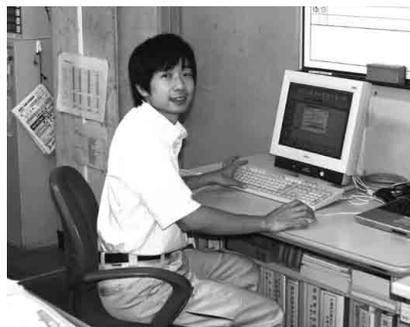
平成18年4月から住民福祉課で保健師として、勤務しております田中美奈子です。

主に介護保険の認定調査や、心の病気や難病の方の相談、訪問などを担当しています。

住民の皆様が心身ともに健康で安心した生活を送ってもらうために、少しでも役立つことができるように努めていきたいと思っています。町内で皆様とお会い

聞き取れるようになりました。

まだまだ至らないところも多い私ですが、町民の皆さんのお役に立てるようにまじめに一日一日努力していきますので、これからもよろしくお願いたします。



【西村 唯】

することも多いと思います。が、どうぞお気軽に声をかけてください。よろしくお願いたします。



【田中 美奈子】